

令和6年度（2024年度）
日野市行政評価報告書

令和7年（2025年）2月
日野市

目次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 日野市における行政評価の概要 | 1 |
| (1) 行政評価の目的..... | 1 |
| 2 令和6年度行政評価の実施方法 | 2 |
| (1) 実施体制 | 2 |
| (2) 評価の流れ | 2 |
| (3) 行政評価の視点..... | 4 |
| 3 評価対象事業 | 4 |
| 4 評価結果 | 4 |
| (1) ドッグラン事業 | 5 |
| (2) 旧農林水産省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室(桑ハウス)事業 | 7 |
| (3) 特別支援教育就学奨励費事業 | 9 |
| (4) 高校生奨学金事業 | 11 |
| 5 資料 | 14 |
| (1) 地域共創プラットフォームの利用状況 | 14 |
| (2) 地域共創プラットフォーム上の投稿時間別の意見割合..... | 14 |
| (3) 行政評価の視点(詳細) | 15 |

1 日野市における行政評価の概要

行政サービスは、絶えず変化する社会情勢や技術、社会的資源、環境などに柔軟に適合させた上で、効率的かつ効果的に提供できるよう、不断の見直しが求められます。

各事業は、所管部署において自発的に見直しがなされています。しかし、異なる視点（市民や他部署の職員の目線）から客観的に事業を評価することが、より多くの気づきを得ることにつながり、また、それによって事業をより良い方向性や内容に改めることが可能となります。

そこで、日野市では、「行政評価」という制度により、市民委員のご意見もいただきつつ、組織全体で事業の見直しを毎年度実施しています。

（1）行政評価の目的

市政に関し、限りある経営資源（税収を始めとした財源、人員、施設、情報）を効率的に活用し、最大の効果を得ることを目的としています。

時代の変化とともに市民等の需要に的確に応えることができなくなった事業を抜本的に見直し、市政全体の最適化の観点から、経営資源を優先度の高い事業へとシフトします。また、必要性が失われていない事業については、より効果的な事業内容・より効率的な手法に刷新を図ります。

①地方自治法の要請「最少の経費で最大の効果」

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。

②財政再建・行財政改革の改革対象事業として

令和4年12月に策定した『財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画』においても、改革対象事業として、位置づけています。

③内部統制の目的「業務の効率的かつ効果的な遂行」

また、日野市では、地方自治法第150条第2項に基づき令和3年8月23日に『日野市内部統制基本方針』を定め、内部統制制度を導入しました。基本方針には、総務省が平成31年3月に発出した『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』に示される内部統制の目的のうちの一つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」に対応し、「行政評価システム」に取り組むよう定めています。

2 令和6年度行政評価の実施方法

(1) 実施体制

① 市民、事業者等

評価対象の応募や、評価に関する意見を表明します。

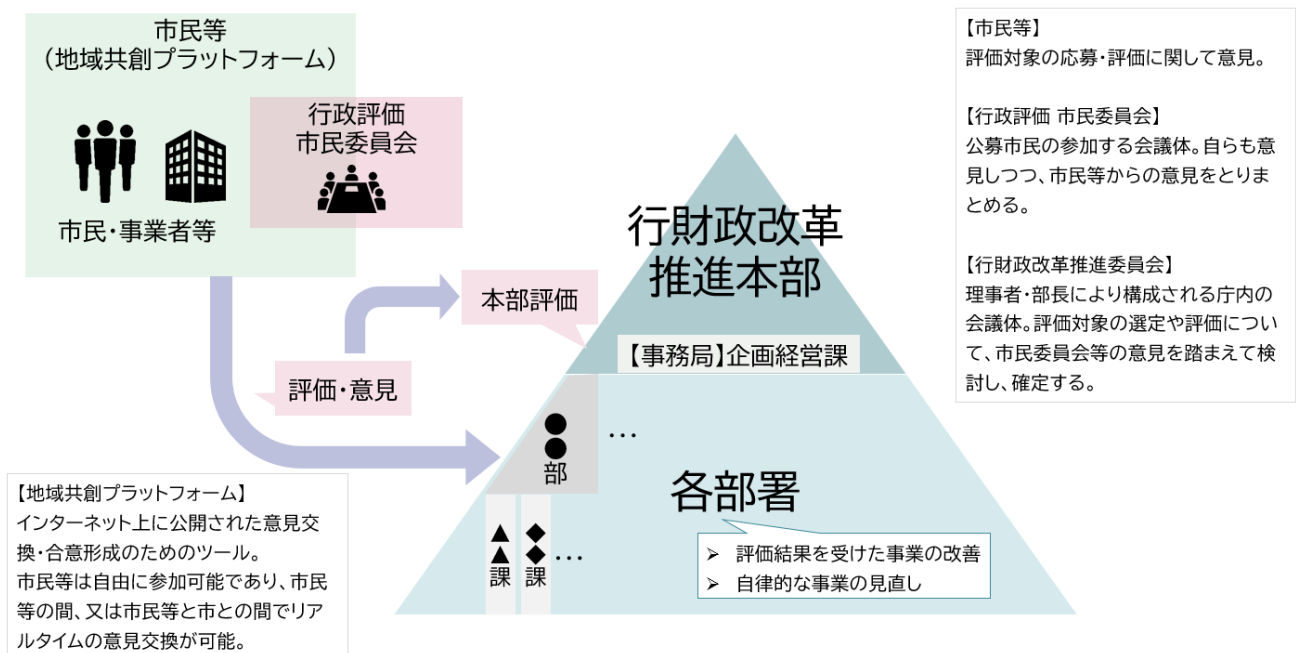
なお、市民への公募にあたっては、インターネット上で不特定多数の方がリアルタイムで意見交換が可能な「日野市地域共創プラットフォーム (<https://hinotane.liqid.jp/>)」を使用します。

② 行政評価市民委員会

公募市民の参加する会議体です。自らも地域共創プラットフォーム上で意見を表明しつつ、市民・事業者等からの意見の取りまとめを行います。

③ 行財政改革推進本部

市長、副市長、各部長により組織される会議体です。評価対象の選定や評価について、市民委員会等の意見を踏まえて検討します。



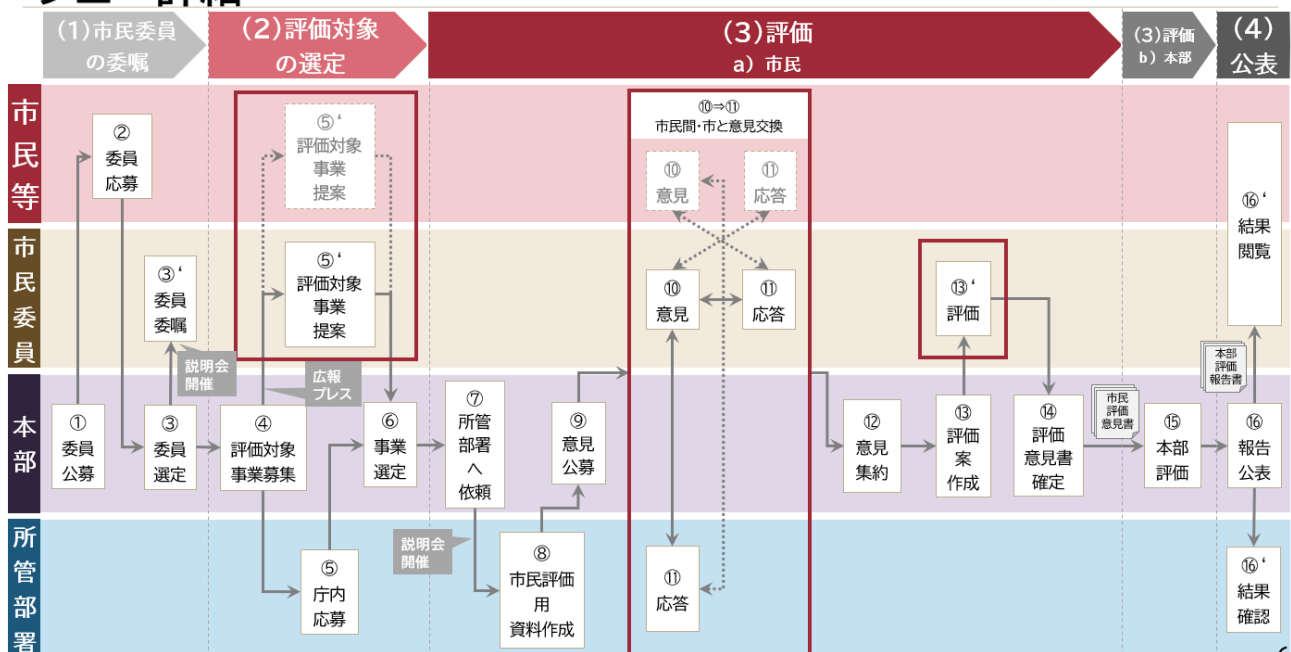
(2) 評価の流れ

- ① 対象事業を市民に公募し、併せて各部署に募集しました。なお、市民への公募にあたっては、地域共創プラットフォームを使用します。
- ② 市民評価委員会において、市民への公募結果及び各部署からの応募結果、各市民委員の意見を基に、対象事業の候補に関する意見をまとめました。この意見集約の過程においても、地域共創プラットフォームを使用します。
- ③ 市民評価委員会の意見を踏まえ、行財政改革推進本部で対象事業を選定します。

- ④ 対象事業に関する評価について、市民に意見を公募します。なお、公募にあたっては、地域共創プラットフォームを使用します。
- ⑤ (市民評価) 市民評価委員会において、市民から寄せられた意見及び各市民委員の意見を基に、評価意見を『日野市行政評価市民評価委員会意見書』としてまとめます。
- ⑥ (本部評価) 市民評価の結果を踏まえ、行財政改革推進本部の構成員のうち理事者及び企画部職員により所管部署に対しヒアリングを行い、対象事業の評価案を作成します。評価案を行財政改革推進本部で検討し、最終評価案として確定した後、市長決裁により決定します。
- ⑦ 本部評価と市民評価の結果を公表します。また、各所管部署に結果を伝えます。
- ⑧ 所管部署において、評価結果を踏まえた各事業の見直しを行います。
- ⑨ (次年度以降) 行革本部において、事業の見直しの進捗を確認します。

フロー詳細

□ : Web上での作業(3か所)



(3) 行政評価の視点

市民により評価対象事業へ意見を投稿するに当たっては、次の視点に立ち、それぞれに設定された問を念頭に置いて評価を行いました（詳細資料は巻末に掲載）。

本部評価においては、市民評価委員会の意見を踏まえ、総合的な視点から評価を実施しました。

| 視点 | 問 |
|-----------|---|
| ①公益的必要性 | 事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものですか？ |
| | 行政の関与のあり方として、市が直接担う必要がある事業ですか？ |
| ②有効性及び効率性 | 費用対効果は十分ですか？ |
| | 得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？ |
| ③公平性 | 効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？ |
| | 利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担（税金）との割合は、行政目的に照らして適切ですか？ |
| | 事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？ |
| ④持続可能性 | 環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？ |
| | 経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？ |
| | 将来的に人口（担い手）や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？ |
| ⑤優先性 | 行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？ |

3 評価対象事業

評価対象事業については、市民等からの公募及び各所管部署に募集の応募結果を踏まえ、市民評価委員会において意見を集約の後、本部において以下の4事業を選定し、評価しました。

- (1) ドッグラン事業 [環境共生部環境政策課]
- (2) 旧農林水産省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室（桑ハウス）事業 [環境共生部緑と清流課]
- (3) 特別支援教育就学奨励費事業 [教育部庶務課]
- (4) 高校生奨学金事業 [教育部庶務課]

4 評価結果

以下、各評価対象事業について、本部評価の結果を「③ 本部評価」に記載しています。

なお、参考として、事業概要と市民委員会意見についても記載しています。

(1) ドッグラン事業

① 事業概要

| | |
|-------|---|
| 事業目的 | 市内における犬をめぐる事故やトラブルを防止することで市民生活の安全性、快適性を確保するとともに、人と犬が互いに気持ちよく利用できる場を作り、飼い主のマナー向上を図ることで、人と犬が共生し、心地よく暮らせる街を実現すること。 |
| 事業開始 | 平成17年度 |
| 実施経緯 | <ul style="list-style-type: none">● 福祉や医療分野で、アニマルセラピーへの注目などを背景に畜犬頭数が増加● これに比例し、市に対して、マナーを守らない飼い主への苦情が増加● 飼い主からもドッグランの設置要望が増加 ⇒ 平成16年第2回日野市議会定例会にてドッグランの設置を求める請願が採択 ⇒ 平成17年度予算にて設置 |
| 実施概要 | 施設管理：環境共生部緑と清流課 施設運営：環境共生部環境政策課 現場運営：ボランティア、委託（駐車場管理のみ） |
| 主なコスト | 駐車場管理委託、修繕料等 年間約120万円 |
| 事業の課題 | <ul style="list-style-type: none">● ボランティア体制の継続● 利用者のマナー違反● ドッグラン利用登録者数の減少 |

② 市民委員会意見

| 視点 | 公益的必要性 | 有効性及び効率性 | 公平性 | 持続可能性 | 優先性 |
|----|---|----------|------|-------|------|
| 概括 | 課題あり | 課題あり | 課題あり | 課題あり | 意見なし |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公設公営でのドッグラン運営は、全市民がその維持管理費を負担することに対して疑問であるとする投稿意見のとおり、その公益的必要性は少ないと言える。 ● ドッグランに、当初の設置目的にあるような「愛犬家とそうでない市民との共生社会の醸成」という意味で公益的必要性を見出したとしても、その設置・運営主体は民間事業者や地域団体に委ねることを検討すべきであるように思われる。 ● さらに、公営での維持をする場合であっても、有料化等により適切な受益者負担を設定することは、公平性、持続可能性の観点からも必要である。 ● 現状は、魅力あるドッグランとして運営できていないことが利用者の減に繋がりがり、ひいては本来目指した公益に繋がらない機能不全に陥っている一因と思われるので、設置・運営主体の転換等、利便性の向上、それに相応する受益者負担を得る仕組みに転換すべきでは。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 【提案された利便性向上例】 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 手軽な一時利用手続きの創設 ✓ 電子決済可能な利用者負担 ✓ 屋根の設置（府中四谷橋高架下等屋根のある場所への整備を含む） ✓ カフェスペース、キッチンカー等 ✓ SNS等を活用した広報 | | | | |

③ 本部評価

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ ドッグラン事業の開始当初は、市民ボランティアが自主的に運営することが前提でしたが、ボランティア体制の存続が危ぶまれる現状においては、抜本的な方向性を見直しが必要です。 ➢ しかし、ドッグランの管理体制をボランティア主体から委託（または指定管理）へ転換する場合、管理費用の増大が見込まれます。市民からの意見の中でも、全市民がその維持管理費を負担することへの疑問が指摘されています。 ➢ ついては、公費負担が生じない方法を模索するとともに、廃止も視野に入れて検討してください。 |
|--|

(2)旧農林水産省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室（桑ハウス）事業

① 事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業目的 | 国登録有形文化財に登録されたことを受け、文化財として保存を進めつつも市の資源として活用していくため、イベント利用等を行っているもの。 |
| 事業開始 | 令和3年度 |
| 実施経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ● 昭和7年3月28日、国により建築 ● 平成26年度 国から施設を取得 ● 平成28年度 「旧農林省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室保存利活用計画」の策定 ● 平成29年度 国登録有形文化財として登録 ● 平成30年度 日野市商工会と「旧農林省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室の保存・修復に関する協定」を締結 ● 令和元～2年度 保存修理工事 ● 令和3年度 コーディネート業務委託 |
| 実施概要 | 維持管理に係る点検業務 イベント等活用実施（令和4年度実績：コンサート、スタンプラリー等計16日間） |
| 主なコスト | 消防用設備点検、雨樋清掃業務委託等 年間約40万円 ※保存修理工事経費として、約1.3億円 |
| 事業の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道の未接続、冷暖房やトイレの未設置 ● 当該施設を管理運営する庁内体制のアンマッチ ● 利用者側の利活用要望が多様である一方、事業者の活用要望は必ずしも前向きではない ● 管理人の未設置、利用手続きの煩雑さが利活用を減速させていないか ● 桑ハウス自体の認知度が低い |

② 委員会意見

| 視点 | 公益的必要性 | 有効性及び効率性 | 公平性 | 持続可能性 | 優先性 |
|----|---|----------|------|-------|------|
| 概括 | 賛否両論 | 課題あり | 意見なし | 課題あり | 賛否両論 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● そもそも、桑ハウスの資源としての重要性や歴史的意義などが市民に十分に知られていない。報告書や主管課が示すように、市として活用への意向が軸にあるのであれば、意義ある活用に向けて市民理解を得るためにも、積極的な情報共有、広報戦略が必要である。 ● そのうえで、優先性等の観点から合意を得られなかった場合には、改めて利活用の方向性を検討することも一手法として考えられる。 ● 活用のあり方は、現在のイベント貸しだけでなく、イベント開催を行う他部署との連携、コワーキングスペースやマルシェなど、一定の改修を含む活用も含めて柔軟に検討されるべきと考える。 ● また、活用に当たっては施設単体ではなく、周辺の公園や隣接する施設などと一体となった面的な活用計画とすることも有効と思われる。散策路や案内看板の設置等、施設の存在を明示するとともに、公園も含め、より魅力ある場所となるような工夫も考えられる。 ● 維持管理に関しては、市民等からの投稿に提案されていた隣接するふれあいホールとの管理体制の連動、利用料制の導入やボランティアによる恒常的な施設案内などの手法も参考に、継続性や利便性に配慮した体制やルールの変更を検討してはいかかがか。 ● ただし、ボランティアに全面的に依存する体制は持続可能性において問題を生じる可能性があるため、留意が必要である。 | | | | |

③ 本部評価

- 現下における市の財政状況も考慮し、民間資金の導入も含めた幅広い協働の可能性について、改めて検討に着手してください。
- 検討にあたっては、文化財としての性格、併設施設との連携等の様々な観点が求められますので、関係部署と連携して進めてください。

(3) 特別支援教育就学奨励費事業

① 事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業目的 | 特別支援教育就学の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育の普及奨励を図ること |
| 事業開始 | 平成22年度 |
| 実施経緯 | 平成21年度文部科学省実施事業「特別支援教育就学奨励費負担等」を受けて市においても実施することとなった。 【文部科学省 HP「特別支援教育就学奨励費負担等」より】 教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を行うことを目的として、保護者等の経済的負担の能力に応じて交通費や修学旅行費、学用品費、寄宿舎費等について、保護者等が負担する経費の全部または一部を国及び地方公共団体が負担している。 |
| 実施概要 | ①特別支援学級、②特別支援教室、③通級指導学級に在籍又は通級している児童生徒で、前年の世帯所得が日野市教育委員会で定める基準未満（生活保護基準の2.5倍未満）である世帯に対し、学校に係る費用（学用品費・学校給食費）の一部を援助するもの。 ただし、②、③は通常学級と比較して追加の行事参加費用等経済的負担は生じず、生活保護基準の1.3倍未満の世帯に対しては就学援助制度の対象となり得る（併給不可）。 また、③への公共交通機関や自家用車を利用する場合の経費（通学費）については、所得制限のない補助制度がある（日野市立学校特別支援学級児童通学費補助金）。 |
| 主なコスト | 支給金額 年間約1,100万円/270人 |
| 事業の課題 | ● 「事業概要」にあるとおり、次のような事情がある中で、市の単独支給を行っている。今後の特別支援教育を含む教育行政サービスへの対応財源を確保するために、既存事業の見直しが必要となっている。 ➤ ②、③の区分については通常学級に加えて追加的に必要な経済的負担が生じないこと ➤ ③で必要となる送迎に係る費用負担は通学費補助制度がある ➤ 経済的負担により学校でかかる費用を支払うことが困難となる世帯については就学援助制度がある |

② 委員会意見

| 視点 | 公益的必要性 | 有効性及び効率性 | 公平性 | 持続可能性 | 優先性 |
|----|---|----------|------|-------|------|
| 概括 | 課題あり | 課題あり | 課題あり | 意見なし | 課題あり |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育就学奨励費という名目で、現に経済的負担のない「特別支援教室」及び「通級指導学級」の利用世帯に対して助成を続けることに、公益性は見出しにくい。 ● むしろ、各教室や学級の環境改善を行い、より良質な特別支援教育サービスの提供につなげるべきでは、あるいはより必要な世帯への予算として振り向けるべきではと考える。 ● 継続する場合であっても、所得基準等の対象要件や対象費目、制度の目的との整合性、他の給付制度の状況など、様々な観点から事業の妥当性を定期的に見直すべきである。 ● 少なくとも、制度の目的とそれに整合する費目設定となっているかなど、制度の整理は必要と考えられる。 | | | | |

③ 本部評価

- 追加の経済的負担が生じていない者に対して、経済的負担の軽減を目的とした給付を行うことは、本来の制度の目的を超える制度設計となっていると判断されることから、「特別支援教室」及び「通級指導学級」に対する給付については是正を要する状態にあると言えます。
- 是正に向けた検討をお願いします。

(4) 高校生奨学金事業

① 事業概要

| | |
|--------|--|
| 事業目的 | 市内に居住する高等学校、高等専門学校もしくは特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学し、経済的理由により修学が困難な者に対して修学上必要な資金を支給し、教育上の機会均等を図ること |
| 事業開始 | 昭和 35 年度 |
| 制度変更経緯 | 平成 28 年度 50 名の定員枠を廃止 令和元年度 対象となる所得基準を生活保護基準の 1.1 倍から 1.2 倍に拡大 令和 2 年度 コロナウイルス対応のための再審査を実施 令和 5 年度 対象となる所得基準を生活保護基準の 1.2 倍から 1.3 倍に拡大 |
| 実施概要 | 次の要件に該当する高校生について、月額 1 万円を支給 ① 支給の日の 6 か月前から引き続き市内に居住する者の子弟であること ② 高等学校等に在学していること ③ 同種の奨学金を他から支給されていないこと（国都制度、貸付型を除く） ④ 学習意欲があり、かつ生活態度が健全であること ⑤ 保護者の所得が生活保護基準の 1.3 倍未満であること |
| 主なコスト | 約 2,000 万円/170 人 |
| 事業の課題 | 国都制度の拡充を受けて、本事業が今後どのようにあるべきか。 |

② 委員会意見

| 視点 | 公益的必要性 | 有効性及び効率性 | 公平性 | 持続可能性 | 優先性 |
|----|--|----------|------|-------|------|
| 概括 | 賛否両論 | 意見あり | 意見なし | 意見なし | 意見なし |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの学ぶ権利については十分に保障されるよう支援を市として行うことは必要と考える。 ● 他の支援策により十分に学ぶ権利が保障されたのであれば、本事業の継続は必ずしも必要ではないと言える。 ● しかし、本事業の継続の意義を判断するにあたっては、他の支援策の拡充が即ち十分な権利保障に至ったかどうかについて、十分に検証すべきである。 ● なお、「奨学金」という本事業の対象を超えるものではあるが、高校生の属する世帯の経済負担の状況については、授業料以外の部活動等への参加費も含めて確認し、それに対する支援の要否について、市において検討されることを希望する。 | | | | |

③ 本部評価

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 近年、国及び東京都による支援（児童手当対象年齢の高校生年齢への引上げや東京都による018サポートの創設等）が拡充されています。また、経済的支援を目的とした給付型の奨学金制度については、国、東京都とも実施※しています。その影響を考慮して制度検討をする必要があります。 ➤ その他、検討にあたっては、利用対象世帯における経済状況、利用可能な各種制度、他市の動向等について十分な調査の上、制度継続の必要性から検討願います。 |
|---|

※（補足）国・都による給付支援制度

| 制度名 | 制度主体 | 概要 |
|--------------------|------|---|
| 高等学校等就学支援金制度 | 国制度 | 国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給（国から都へ交付、都から学校へ授業料として支給）。 |
| 高校生等奨学給付金 | 国制度 | 高校生等がいる所得等要件を満たす世帯に対して、教科書費・教材費など授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金。 |
| 東京都立学校等給付型奨学金 | 都制度 | 授業料以外の教育費負担を軽減するため、都立高等学校等に通う生徒がいる所得等要件を満たす世帯に対して支援。 |
| 都立高等学校等における授業料免除制度 | 都制度 | 所得制限により高等学校等就学支援金の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するため |

| | | |
|-----------------|-----|--|
| | | に、当該世帯の都立学校に通う生徒授業料を全額免除する制度。 |
| 私立高等学校等授業料軽減助成金 | 都制度 | (公財)東京都私学財団が実施。保護者の所得に関わらず、国の「高等学校等就学支援金」と合わせて、都内私立高校平均授業料相当額まで支援。 |
| 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 都制度 | 学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な世帯に必要な資金を無利子で貸付。高校、大学等に入学した場合返済を免除。 |

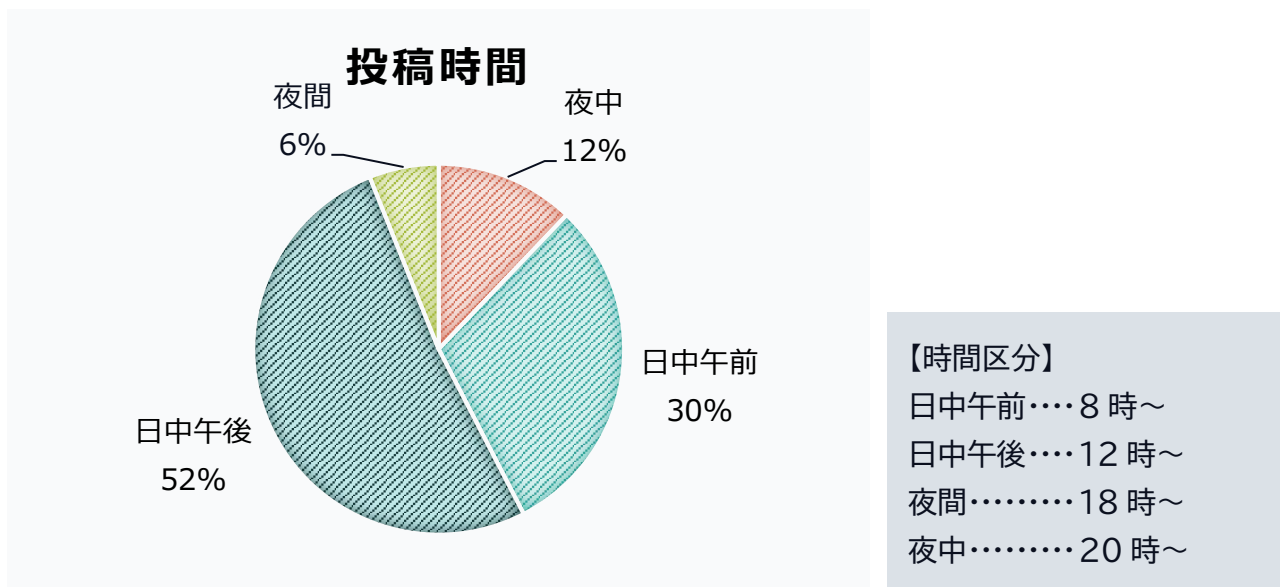
5 資料

(1) 地域共創プラットフォームの利用状況

※「匿名」設定による投稿は、1件とカウントしています

| 意見募集対象 | 登録アカウント増加数(人) | 発言者数(実人) | コメント数(延件) |
|---------|---------------|----------|-----------|
| 評価対象の選定 | +19人 | 7 | 33 |
| 評価 | +31人 | 13 | 33 |
| 合計 | +50人 | 20 | 66 |

(2) 地域共創プラットフォーム上の投稿時間別の意見割合



(3) 行政評価の視点 (詳細)

行政評価 の視点

税金は、市民の皆様から

頂いている資源なので、

誰もが本当に必要と考えることに
無駄なく効率的に使う必要があります。

当然、偏った利益を生む事業、過剰な事業
に使うなんてもってのほかです。

それなら他にすべきことはないですか。

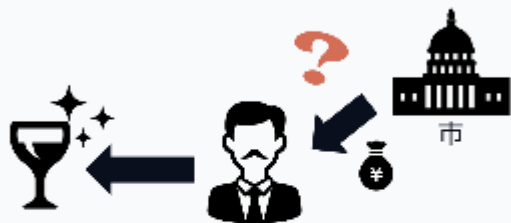
行政評価では、市民の皆様と、

こうしたことを一緒に考えていきたいです。

| 視点 | 問い |
|------------|--|
| ① 公益的必要性 | 事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものでしょうか？ 行政の関与の在り方として、市が直接担う必要がある事業ですか？ |
| ② 有効性及び効率性 | 費用対効果は十分ですか？ 得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？ |
| ③ 公平性 | 効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？ 利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担（税金）との割合は、行政目的に照らして適切ですか？ 事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？ |
| ④ 持続可能性 | 環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？ 経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？ 将来的に人口（担い手）や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？ |
| ⑤ 優先性 | 行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？ |

視点①

公益的必要性



行政は、高級ワインでないと満足できない嗜好の方がいるとき、高級ワインの購入費を補助すべきでしょうか？



事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものですか？

左の例で、「市は、この方が高級ワインを買う費用を補助すべきだ」と判断する方は多くないと思います。

なぜそう判断されるのかというと、「市行政として保障すべきライン」が（漠然とでも）あって、「高級ワイン」がそのラインを超えているのが明らかだからです。

「公益としての市民ニーズ」とは、つまり

- ◆ 社会通念上、生活に必要として
 - ◆ 行政が保障すべきラインの
 - ◆ 市民ニーズ
- を指します。

各事業がそのニーズに照らして妥当かどうか、ご意見をお願いします。

視点①

公益的必要性



市が直接事業を展開することは、いつも社会に良い影響を与えるとは限りません。



行政の関与の在り方として、市が直接担う必要がある事業ですか？

社会には様々な課題があり、その解決は行政だけでなく、様々な主体が担っています。

例えばスーパーマーケットも、学習塾も、スポーツジムも、農家さんも、「地域の課題」を解決してくれています（だからこそ業として成り立つ）。

その中で行政は、税金をもって活動することから、「（税金というかたちで）市民全員で解決すべき課題」を対象とすべきものです。

市が直接担ってしまうと、例えば民間事業者の活動を阻害するリスクがあります。

税金を投じて市場活動を邪魔してばかりで、本来に必要な行政施策にお金が回らない…などということは避けなければなりません。

その課題に対する「行政の関与の在り方」として、各事業がそのニーズに照らして妥当かどうか、ご意見をいただきたいと思ひます。

視点②

有効性及び効率性



契約先事業者を探すのに、馴染みの業者と言いついで直接契約するのと、競争入札して契約するのでは、費用面で違いが出る可能性があります。



費用対効果は十分ですか？

地方自治法では、市に対して「最小の経費で最大の効果」を追求する責務を定めています。

つまり、「目的達成のために、税金をいくらでも投じていいわけではない」ということです。

「最小の経費」を実現する最もポピュラーな方法は、契約手続きとして競争入札を採用し、市場原理を働かせることです。

また、それ以外にも事業の中身、社会の変動に合わせた見直しなどを行うことで、経費を削減できる可能性があります。

なお、「同じ費用でより高い効果を」と、「同じ効果をより安い経費で」はどちらも大事ですが、後者を考える方が大抵簡単です。

各事業において、効果と費用の比較をいただき、是非ご意見をお願いいたします。

視点②

有効性及び効率性



困窮者を救おうと始めた施策が、実際には支援事業者への支援に留まり、困窮者の減少に繋がっていないとしたら、その施策は見直す必要があります。



得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？

施策には目的があり、その実現に繋がるものと信じて事業を実行します。

ですが、現実には必ず意図どおりの効果を生み出しているか、というと、そうは言いきれません。

大事なことは、「得ようと意図した効果」と「実際に得られている効果」を時々見直すことです。

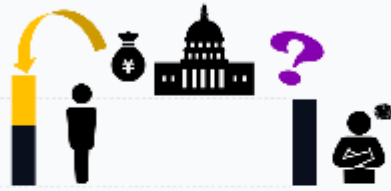
今や目的がわからなくなってしまったのであれば、廃止を目指すべきです。

目的と効果が食い違っていれば、やり方を変えるべきです。

そうした状況に陥っていないか、皆様からのご意見をお待ちしております。

視点③

公平性



生活支援として給付施策を始めたが、計算すると給付後の所得が給付対象外の世帯を超えることがあることがわかった。これは施策として公平でしょうか。



効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？

行政は、当たり前ですが「公平である」必要があります。

そのためには、保障すべきラインに満たない一部の市民を税金で支援していくことは絶対に必要です。しかし、左の例ではどうでしょうか。

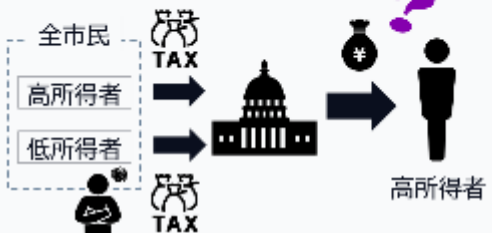
給付施策によって、給付対象世帯と対象外の世帯とで可処分所得（使えるお金）が逆転してしまっは、「やりすぎ」…つまり公平ではありません。

しかも、「その施策だけで計算すれば公平だが、他の施策も勘定に入れると逆転現象が起きる」という場合もあります。

他の施策も含めて、総合的に公平性のある施策か、ご意見を願います。

視点③

公平性



高所得者が利益を受ける行政サービスに係る経費を、低所得者の税金で負担する構図は、公平と言えるでしょうか。



利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担(税金)との割合は、行政目的に照らして適切ですか？

税の機能の一つとして、「富の再分配」、つまり、高所得者と低所得者の貧富の差を縮めることで、みんなで少しずつ豊かな社会を目指す機能があります。

さて、例えば、全市民を対象とした行政サービスをすべて税金で買った場合を考えます。

税金を頂く段階では、税率の違いなどで貧富の差が縮まりますが、低所得者も一定の負担があります。

サービスを提供する段階では、全市民が便益を受けるので、高所得者も一定の利益を受けます。

つまり、低所得者の負担で高所得者にサービスを提供することになり、公平性に逆行する場合があります。

当然、高所得者が受益を許されないわけではないですし、サービスの質や他の施策とのバランスにもよります。

視点の一つとして、ご意見を頂けると幸いです。

視点③

公平性



当初は先駆的で、一事業者しかできなかった事業。そこで、その事業者だけに発注しています。しかし、追随する他の事業者が出現。市の発注の仕方が、取得権益を生んでいるのでは？



事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？

施策開始当初は公平であっても、時の経過によって事情が変わることはよくあります。

特に、「新しい事業」として始めたものは、その担い手（事業者や市民団体）は最初は「そこしかない」という場合があります。

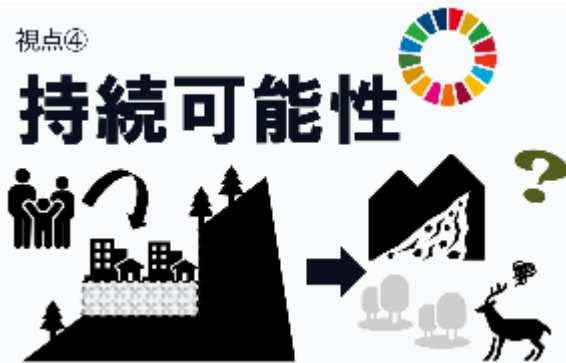
そうして特定事業者（団体）を前提とした事業の枠組みは、後から同じようなことができる事業者（団体）が生まれても参入できない場合があります。

事業そのものは公益的にも公平性的にも問題がなくても、このようにプロセスで公平性を害している場合があります。

公平性の検討には、結果や方法だけでなく、プロセスも含めてお考え下さいますようお願いいたします。

視点④

持続可能性



盛土や切土による住宅開発で、ファミリー世帯の移住につながったとしても、それが将来の災害リスクを高めていたとしたら、持続可能なまちではありません。



環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？

日野市は「SDGs未来都市」に選定されています。そうでなくても、当然、各施策がSDGsの精神にもとるのであってはいけません。

環境影響はそのSDGsの一つとして取り上げます。

私たちは常に環境に影響を与えながら暮らしており、負の影響をゼロにすることは現実的には不可能です。

ですが、持続可能なまちを作るにあたっては、各事業における環境影響への一定の配慮が必要です。

今が良ければいいのではなく、今も、将来も日野市が発展していくために、「それを続けて大丈夫か」という観点が必要です。

ご意見をいただきますようお願いいたします。

視点④

持続可能性



現役世代の利益を追求するために将来の施策の貯金を食い潰しては、施策の維持はおろか将来のサービス低下にもつながりかねません。



経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？

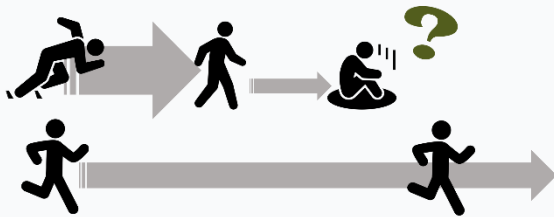
行政には「公債」という借金をする制度がありますが、特に「建設公債」は、「将来の市民にも便益を残し続けるから、そのコストは将来の市民も負担しましょう」という考え方による借金です。道路の築造に使うのが典型例です。

そうした理由があるでもなく、経済的な負荷を過剰にかけると、いずれ貯金は底をつきます。いくら「いい施策」であっても、そのせいで将来世代が使う貯金がなくなるとは、それは「持続可能な施策」とは言えません。

「いいことだからやりましょう」だけではない視点から、ご意見をお願いいたします。

視点④

持続可能性



100m先がゴールなのであれば、100mを全力疾走すればいいかもしれません。ゴールがずっと先にあるのであれば、「全力疾走ではない走り方」が必要です。



将来的に人口(担い手)や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？

「今できること」は、「ずっとできる」とは限りません。

ましてや、少子高齢化社会、多様性の社会です。現実的に、人口減少により社会の中の担い手も、職員側の労働力も減っていきます。

経済的にも、高額なランニングコストを継続して出し続けることは難しい場合があります。

要するに、「今できる全力」で事業設計をしたとしても、何年も維持することができません。

ともすれば、「今いる対象者」だけが恩恵を受け、「数年先の対象者」を切り捨てる施策にもなっています。

持続可能な事業となっているか、皆様からのご意見をお願いいたします。

視点⑤

優先性



どんなに欲しいものであっても、二つは買えないことはあります。でも「豊かな生活」と「人の命」どちらがしが取れないとしたら、後者でしょう。



行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？

有益な事業と無益な事業を比べるのであれば、天秤に乗せるのは簡単です。

でも現実には、無益な事業は皆無です。限られた財源の中、「どれもいい事業だけど、これしか選べない」という選択が常に求められます。

福祉施策であっても、「より豊かな生活を目指す施策」であれば、「通常の生活ができるよう支援する施策」より優先順位は落ちるでしょう。また、まちづくり施策として「救急車が入れない地域の解消」などは優先順位が高いと思います。これを比較すれば、「福祉施策はあきらめよう」という判断だってあり得ます。

「どちらを（どれを）優先すべきか」という観点から、皆様からのご意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。

令和6年度（2024年度） 日野市行政評価報告書

作成日：令和7年（2025年）2月13日
作成：日野市企画部企画経営課

〒191-8686
東京都日野市神明1-12-1 日野市役所
電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電話：042-514-8069（企画経営課）
FAX：042-581-2516
E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp